

改正 令和7年1月1日適用

改正 令和8年4月1日適用

課外活動における全国大会出場の遠征費支援に関する要項

<支援内容>

- ・全国大会（地区大会などの予選を勝ち抜いて出場する大会・西日本大会を含む）に出場した個人または団体に対する公共交通機関交通費（バス等借上含む）および宿泊費援助。ただし、団体の場合は選手を除く同行者人数に以下のとおり上限を設ける。
 - ※指導者（監督・コーチ等）：2名まで
 - マネージャー等：2名まで
 - 運営補助者（大会運営者から指定された場合のみ）：指定の人数
- ・特に学生担当副学長が必要と認めた場合
- ・大会等届を事前に学生支援課 HP の Web 申請フォームから学生支援課へ提出して参加した大会

<支援対象>

支給対象は次の者に限定する。

- ・選手登録をした者
- ・指導者（学生指導者のみ）
- ・マネージャー等、大会期間中に補助を行うもの
- ・運営補助者（大会運営者より指定）
- ・他の補助を受けていないもの

<支援額> 支援額は下記のとおりとして、1 団体に対し当該年度に 1 回のみ補助する。

支援額は交通費および宿泊費を含み、団体の場合は 15 万円、個人の場合は 3 万円を上限として支給する。

ただし、同一の大会で団体種目・個人種目へ出場する場合は、団体として処理する

※公共交通機関以外での移動（レンタカー・タクシー等）については、使用が妥当と判断された場合のみ交通手段として認める。

<支援対象期間>

対象となる大会は、当該年度（4 月～3 月）実施された大会のみとする。

<手続き>

支援を受けようとする場合は、大会終了後、翌月の 10 日までに必要書類を学生支援課に提出すること。

ただし、3 月実施分は翌月（4 月）の 5 日までとする。期日以降の提出分に対する支援は行わない。

<必要書類>

支援に必要な書類は、以下のとおり。

①申請書

②支援内訳

③行程表

④領収書一式

※領収書は原本のみ（WEB上から印刷できるものも含む）とし、学生支援課が指定した期日までに提出されたものに限る。期日を過ぎての追加提出は認めない。

また、宛名のない領収書については認めない。

※宿泊費、交通費は提出された領収書の金額から算出した額のみを支援対象とする。

なお、やむを得ない理由で延泊や交通手段の変更が生じた場合は、その都度協議する。

⑤その他学生支援課が必要と判断した書類

<その他>

予算に応じて減額支給、または支給できない場合がある。なお、支払いは口座（振込）によるものとする。